

1. 議事日程第1号

(平成20年第2回大口町議会臨時会)

平成20年2月1日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第4号 大口町立大口中学校新築工事(第2工区)請負契約の変更について
(提案説明・質疑・討論・採決)
日程第5 議員派遣について

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	木野 春徳
11番	齊木 一三	12番	倉知 敏美
13番	酒井 久和	14番	吉田 正輝
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎧	副 町 長	社本 一裕
教 育 長	井上 辰廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
健康福祉部長	水野 正利	環境建設部長	近藤 則義
会 計 室 会 計 管 理 者	前田 守文	教 育 部 長	鈴木 宗幸

企画財政課長 近藤勝重

学校教育課長 江口利光

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 近藤 登

議会事務局長 佐藤幹広

開会及び開議の宣告

議長（宇野昌康君） ただいまから平成20年第2回大口町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（宇野昌康君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番 吉田正君、2番 田中一成君を指名いたします。

会期の決定について

議長（宇野昌康君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

諸般の報告

議長（宇野昌康君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の12月分についての報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本臨時会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めておりますので報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（宇野昌康君） 日程第4、議案第4号 大口町立大口中学校新築工事（第2工区）請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきます。議案の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第4号 大口町立大口中学校新築工事（第2工区）請負契約の変更についてであります。

設計変更に伴い請負金額を変更するものであります。地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、教育部長から説明をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） おはようございます。

議長からお許しをいただきましたので、議案第4号 大口町立大口中学校新築工事（第2工区）請負契約の変更について説明をさせていただきます。

議案第4号 大口町立大口中学校新築工事（第2工区）請負契約の変更につきましては、昨年の6月13日に制限つき一般競争入札を執行し、五洋建設株式会社名古屋支店に落札、6月議会最終日の19日に契約金額8億3,475万円で、工期は平成19年6月22日から平成20年12月10日までの契約議決をいただいております。

また、昨年12月議会において、プール建設現場における大量の地下水、並びに砂利採取による地盤軟弱対策等4項目の追加変更に係る議案第86号、及び本年1月の臨時会において、北側拡幅歩道新設工事、野球場困障（防球ネットフェンス）工事等6項目の追加変更に係る議案第2号と、たび重なる大口町立大口中学校新築工事（第2工区）の請負契約の変更について議決をいただきましたことに対し、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

今議会に上程させていただきますのは、本年1月の臨時会において、議案第1号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第6号）で原案可決いただきました野球場外野の天然芝舗装工事、校庭のバックネット新設工事、校庭南面防球ネット追加工事の3項目において、請負に変更が生じており、地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める事件となりましたので、今臨時会にお願いするものであります。

1．契約の目的、大口町立大口中学校新築工事（第2工区）。2．契約金額、変更前、金9億6,755万7,150円、変更後、金10億2,570万5,100円。変更後の10億2,570万5,100円につきましては、次ページをお開きいただきたいと思います。参考資料の変更設計内訳書を添付させていただきます。この資料により説明をさせていただきます。

表中、左側中段部分でございますが、(A)の9億7,839万円、これは当初と平成19年12月18日提出議案第86号、及び平成20年1月22日提出議案第2号の請負契約変更金額をプラスした税込み設計金額であります。これに対し、下段の(D)が先ほど説明をいたしました変更前の契約金額、金9億6,755万7,150円であります。

次に変更の件でございますが、表中、右側中段部分の(A1)が変更後の税込み変更設計金額10億3,719万円であります。変更設計金額は(D1)になりますが、算出方法につきましては表の下の計算式のとおりであります。(E1)の税抜き変更契約金額は、(B1)の変更後の税抜き設計金額に請負率、これは(E)の変更前税抜き契約金額に相当いたしますが、これを(B)の変更前税抜き設計金額で除した額を掛け合わせて、(E1)の税抜き変更後の契約金額が算出されます。この金額に(F1)の消費税相当額を加算いたしますと、(D1)の変更後契約金額10億2,570万5,100円となります。

なお、表中、網かけ部分の数値につきましては、設計及び契約に対する変更差し引き増減額でありまして、(D1)の契約増額金額は5,814万7,950円となります。

前のページにお戻りいただきたいと思えます。

3. 契約の相手方、名古屋市中区錦三丁目2番1号、五洋建設株式会社名古屋支店 執行役員支店長 山下純男。

以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長(宇野昌康君) 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

これより議案精読のため、暫時休憩といたします。

(午前 9時40分)

議長(宇野昌康君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時10分)

議長(宇野昌康君) これより、議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一議題について3回までとなっておりますので、御了承願ひます。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭にお願いをいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第4号 大口町立大口中学校新築工事(第2工区)請負契約の変更について質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (宇野昌康君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) この新築工事 (第 2 工区) の請負契約に関連して質問したいと思うんですが、まずお尋ねしたいのはプール用地の取得価格、そして面積、この 2 点をまずお尋ねしておきます。

議長 (宇野昌康君) 学校教育課長。

学校教育課長 (江口利光君) 用地の取得の関係であります。苗田分とそれから農振分と分けておりますが、まず苗田分につきましては 2,117 平米。取得価格といたしましては 6,451 万 7,011 円。農振分といたしましては 7,575 平米。取得価格は 2 億 972 万 3,300 円。以上であります。

(挙手する者あり)

議長 (宇野昌康君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) それは純粹にプール用地なんですか。私はそれをお伺いしているんです。純粹にプール用地で、今回地盤改良工事が行われていると思うんですけれども、要するに地盤改良工事が行われた面積と、その面積における取得価格を知りたいんです。

議長 (宇野昌康君) 暫時休憩します。

(午前 10 時 13 分)

議長 (宇野昌康君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前 10 時 15 分)

議長 (宇野昌康君) 学校教育課長。

学校教育課長 (江口利光君) 買収面積といたしましては 3,719 平米、購入価格は 9,977 万 4,200 円。以上です。

(挙手する者あり)

議長 (宇野昌康君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 3 回目ですけれども、この 3,719 平米の中には、当然管理棟もその中に含まれているというふうに理解すればよろしいのでしょうか。それと、この 3,719 平米というのは、地盤改良工事のときに 5,600 万円ほどだったと思うんですが、5,600 万円をかけた面積がこの 3,719 平米というふうに理解すればよいのでしょうか。その 2 点を教えてください。

議長 (宇野昌康君) 学校教育課長。

学校教育課長 (江口利光君) 3,719 平米の中にはプールの管理棟も含まれております。改良工事の部分につきましても同様、3,719 平米の中に含まれているということになります。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正輝君。

14番（吉田正輝君） 今、プールの用地は3,719平米だったんですけど、この中で砂利採取をした面積はどれだけ含まれていますか。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 砂利採取の面積といたしましても、3,719平米が対象になっているということでございます。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正輝君。

14番（吉田正輝君） プール全体が砂利採取した跡に建てられたということですか。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 砂利採取をした部分といいますのは、用地買収をした中で3,719平米が対象になっているということでありませう。

議長（宇野昌康君） よろしいですか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正輝君。

14番（吉田正輝君） ちょっと理解できません。図面で砂利採取した跡とプールの建屋を説明してほしいと思いますので、後でいいですからよろしくお願いします。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 図面で整理をして御説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

議案第4号 大口町立大口中学校新築工事（第2工区）請負契約の変更について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第4号の採決に入ります。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませう。

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

議員派遣について

議長(宇野昌康君) 続いて日程第5、議員派遣についてを議題といたします。

大口町議会会議規則第117条の2の規定により、議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については可決されました。

閉会の宣告

議長(宇野昌康君) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成20年第2回大口町議会臨時会を閉会といたします。御苦労さまでございました。

(午前10時20分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

大口町議会議長 宇 野 昌 康

大口町議会議員 吉 田 正

大口町議会議員 田 中 一 成